
「定款の施行に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 24 年 10 月 10 日

今般、(1)本協会に届出又は報告するためのシステムの利用環境整備の義務化を図るため、及び、(2)反社会的勢力の定義の変更を行うため、「定款の施行に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 10 月 10 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

1. 本協会に届出又は報告するためのシステムの利用環境整備の義務化を図るための一部改正について

協会員が定款第 18 条（定款第 30 条及び第 33 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき本協会に届出又は報告する等のためのシステム（協会WAN）については、当該届出又は報告に個人情報や財務情報等の機微情報が含まれることに対するセキュリティ強化及び本協会が運営するシステム全体としての最適化（効率化）の観点から、S I－N e t（セキュアな専用線ネットワーク）を通じて提供するシステムとして稼働するよう、総務委員会において平成 23 年 6 月 30 日付で協会WANリプレースに係るシステム化計画が決議され、同年 7 月 29 日付で具体的な調達が決議されている。

今般、リプレース及びほぼ全協会員の S I－N e t 接続が完了し、本年 7 月 17 日から、協会WANの S I－N e t による提供を開始したことから、上記システム化計画におけるセキュリティ強化及び最適化（効率化）効果を今後とも維持することを目的に、各協会員に当該システムの利用環境整備を求めることとし、「定款の施行に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 反社会的勢力の定義の変更に伴う一部改正について

本協会においては、平成 22 年 5 月、反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、会員の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定し、同年 7 月 1 日から施行した。

その際、反社会的勢力の定義について明確化を図るため、「定款の施行に関する規則」の一部を改正し、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」及び警察庁通達「組織犯罪対策要綱」に基づき、反社会的勢力について、①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標ぼうゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧これらに準ずる者とするとともに、それぞれについて細かく定義したところである。

今般、警察庁通達「組織犯罪対策要綱」が改正され、上記③の暴力団準構成員等の定義が変更となったことに伴い、「定款の施行に関する規則」の一部改正を行うことと

する。

Ⅱ. 改正の骨子

1. 本協会に届出又は報告するためのシステムの利用環境整備の義務化を図るための一部改正について

協会員は、本協会に届出又は報告するためのシステムの利用環境を整備しなければならないこととする。
(第7条第2項新設)

2. 反社会的勢力の定義の変更に伴う一部改正について

- (1) 「暴力団準構成員」の定義について変更する。(第15条第3号一部改正)
- (2) 「暴力団関係企業」の定義について変更する。(第15条第4号一部改正)
- (3) 「特殊知能暴力集団等」の定義について変更する。(第15条第7号一部改正)

3. その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成25年1月1日から施行する。

以 上

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 10 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(本協会への承認申請、届出、報告等) 第 7 条 協会員は、本協会に対し定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、原則として、定款第 2 条に規定する本協会の主たる事務所へ行うものとする。 2 協会員は、定款第18条（定款第30条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定に基づき本協会に届出又は報告するためのシステムの利用環境を S I - N e t（本協会が運営する専用線ネットワークをいう。）に接続することにより整備しなければならない。ただし、<u>本協会への加入直後又は事務所の移転等やむを得ない事情により一時的に利用環境を整備できない場合は、当該システムの利用環境を整備するため相当と認められる期間が経過するまでに、これを整備すれば足りる。</u> (処分以外の事由による会員権等の制限) 第 10 条 の 3 定款第 12 条第 3 項の定めにより制限される権利とは、前条第 1 項第 1 号から第 6 号（定款第 7 条第 9 号に掲げる外務員の登録に関する事務に用いるシステム及び定款第 18 条に基づき本協会に届出<u>又は報告</u>するためのシステムを利用する権利を除く。以下この条において同じ。）までに掲げる権利をいう。 2 ～ (現行どおり) 3	(本協会への承認申請、届出、報告等) 第 7 条 協会員は、本協会に対し定款その他の規則の規定に基づき承認申請、届出、報告、資料の提出等を行うときは、原則として、定款第 2 条に規定する本協会の主たる事務所へ行うものとする。 (新 設) (処分以外の事由による会員権等の制限) 第 10 条 の 3 定款第 12 条第 3 項の定めにより制限される権利とは、前条第 1 項第 1 号から第 6 号（定款第 7 条第 9 号に掲げる外務員の登録に関する事務に用いるシステム及び定款第 18 条に基づき本協会に届出<u>若しくは報告</u>するためのシステムを利用する権利を除く。以下この条において同じ。）までに掲げる権利をいう。 2 ～ (省 略) 3

新	旧
（反社会的勢力） 第 15 条 定款第 28 条第 1 項第 12 号に規定する反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。 1 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 <u>暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）</u> 4 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、<u>暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）</u> 5 （ 現行どおり ） 6 （ 現行どおり ） 7 特殊知能暴力集団等（第 1 号から第 6 号までに掲げる者以外の<u>ものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）</u> 8 （ 現行どおり ）	（反社会的勢力） 第 15 条 定款第 28 条第 1 項第 12 号に規定する反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。 1 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 <u>暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）</u> 4 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。） 5 （ 省 略 ） 6 （ 省 略 ） 7 特殊知能暴力集団等（第 1 号から第 6 号までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。） 8 （ 省 略 ）

新	旧
付 則 この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。	